

16. 埼玉工業大学工学部休学者学費免除に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第47条の休学者の学費の免除を規定することを目的とする。

(免除額)

第2条 休学者は、その休学期間によって次の如く学費を免除する。

願出の時期	休学期間	免 除 額
		授業料
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1ケ年 (翌学年前期末まで)	後期額の1/2及び 翌年前期額の1/2
	後 期 (当学年末まで)	後期額の1/2
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1ケ年 (翌学年末まで)	年額の1/2
	前 期 (翌学年前期末まで)	前期額の1/2
	当学年末まで	

2 免除は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(復学)

第3条 休学期間を中断して復学した時は、実際の休学期間に応じて、前条の表によって学費を免除するものとする。

附則 この細則は、昭和52年3月8日から施行する。

附則 この細則は、昭和55年1月25日から施行する。

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。